



2019年9月27日

「経営強化計画」の策定について

筑波銀行（頭取：生田 雅彦、本店：茨城県土浦市）は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、「経営強化計画」を策定しましたので、その概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 計画期間

2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間

2. 基本方針

- 【基本方針1】事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大
- 【基本方針2】企業のライフステージに応じた本業支援
- 【基本方針3】企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援
- 【基本方針4】担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給

3. 計画の骨子

- (1) 基本方針に基づく取り組み
- (2) 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制を整備するための方策
- (3) 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制
- (4) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
- (5) 信用供与の円滑化に資する方策
- (6) 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策
- (7) 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- (8) 販路拡大支援に資する方策
- (9) 事業再生支援に資する方策
- (10) 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
- (11) 補助金の提案への取り組み
- (12) 地方創生およびSDGsの取り組み
- (13) CSRおよびその他の取り組み

以上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	鴨志田	内線 3730
TEL 029-859-8111			